

よなご 市議会だより

第115号

平成16(2004)年11月1日発行
発行 米子市議会
編集 議会だより編集委員会
米子市加茂町1丁目1
TEL (0859) 32-0302
Eメール gikai@yonago-city.jp



「地方議会をめぐる現状と諸課題について」をテーマに開催した鳥取県4市議会議員研修会のようす (ふれあいの里)

第445回 定例会の あらまし

第445回定例会は、9月7日から24日までの18日間の会期で開かれました。

開会日の7日には、市長から「専決処分について(財産の処分についての議決の一部変更について)」などの議案18件及び報告3件について提案理由の説明及び報告がありました。

9日、10日、13日及び14日の4日間は、24人の議員による市政一般に対する質問が行われました。

15日から17日まで及び21日は、議案及び陳情の審査等のため、委員会が開催されました。

最終日の24日には、まず、各委員会の委員長から議案及び陳情の審査報告があり、採決の結果、陳情「有事関連7法にかかわり、自治体の意向尊重と「思想・信条の自由」の保障、非核三原則の反映を要求する意見書の提出について」は、趣旨採択することとした委員長報告に対し賛成する議員が少数であったため採択しないことに決し、その他の議案及び陳情については、いずれも、委員長報告のとおり決しました。続いて、市長から「米子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条

主な内容

定例会のあらまし	1・2
意見書	2・3
市政一般に対する質問	4～15
議案等審議結果一覧表	17～18

例の制定について」などの議案9件について提案理由の説明があり、いずれも、原案のとおり可決されました。次に、市長から「平成15年度米子市一般会計等の決算認定について」などの議案5件について提案理由の説明があり、これらの議案については、9人の委員で構成する決算審査特別委員会を設置し、閉会中に継続して審査することに決しました。さらに、市長から「固定資産評価審査委員会委員の選任について」などの議案2件について提案理由の説明があり、いずれも、原案のとおり同意されました。最後に、議員発



◎ 門脇威雄
岩崎康朗
岡本武士
門脇邦子
八幡美博
◎ 渡辺穰爾
岡村英治
笠谷悦子
藤尾信之
(定数9人)
◎ 副委員長

決算審査特別委員会の構成

別表

区分	件数
議案	38
報告	3
陳情	15
合計	56

議により「地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書の提出について」などの議案4件が提出され、いずれも、原案のとおり可決されました。

なお、今回審議された案件は、別表のとおり56件で、審議結果については、17・18の一覧表のとおりです。

▽意見書▽

9月定例会で可決された意見書は、次の4件です。

地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書

平成16年度における国の予算編成は、「三位一体の改革」の名のもとに、本来あるべき国・地方を通ずる構造改革とは異なり、国の財政健全化方策に特化されたものと受け取らざるを得ず、著しく地方の信頼関係を損ねる結果となった。

こうした中、政府においては、去る6月4日に「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2004」が閣議決定され、「三位一体の改革」に関連して、おおむね3兆円規模の税源移譲を前提として、地方公共団体からの具体的な国庫補助負担金改革を取りまとめることが要請されたところである。

地方六団体は、この要請に対し、去る8月24日に、国と地方公共団体の信頼関係を確保するための一定条件をもとに、地方分権の理念に基づく行財政改革を進めるため、税源移譲や地方交付税のあり方、国による関与・規制の見直しに関する具体例を含む「国庫補助負担金等に関する改革案」を政府に提出したところである。

よって、国会、政府におかれては、三位一体の改革の全体像を早期に明示するとともに、地方六団体が取りまとめた今回の改革案と我々地方公共団体の思いを真しに受けとめられ、以下の前提条件を十分踏まえ、その早期実現を図られるよう強く求める。

記

- 1 国と地方の協議機関の設置
地方の意見が確実に反映することを担保とするため、国と地方六団体との協議機関を設置することをこの改革の前提条件とする。
 - 2 税源移譲との一体的実施
今回の国庫補助負担金改革のみを優先させることなく、これに伴う税源移譲、地方交付税措置を一体的、同時に実施すること。
 - 3 確実な税源移譲
今回の国庫補助負担金改革は、確実に税源移譲が担保される改革とすること。
 - 4 地方交付税による確実な財政措置
税源移譲額が国庫補助負担金廃止に伴い財源措置すべき額に満たない地方公共団体については、地方交付税により確実な財源措置を行うこと。
また、地方交付税の財源調整、財源保障の両機能を強化するとともに、地方財政全体及び個々の地方公共団体に係る地方交付税の所要額を必ず確保すること。
 - 5 施設整備事業に対する財政措置
廃棄物処理施設、社会福祉施設等は、臨時的かつ巨額の財政負担となる事業であることから、各地方公共団体の財政規模も考慮しつつ、地方債と地方交付税措置の組み合わせにより万全の財政措置を講じること。
 - 6 負担転嫁の排除
税源移譲を伴わない国庫補助負担金の廃止、生活保護費負担金等の補助負担率の切り下げ、単なる地方交付税の削減等、地方への一方的な負担転嫁は絶対に認められないこと。
 - 7 新たな類似補助金の創設禁止
国庫補助負担金改革の意義を損ねる類似の目的・内容を有する新たな国庫補助負担金等の創設は認められないものであること。
 - 8 地方財政計画作成に当たっての地方公共団体の意見の反映
地方財政政策、地方財政計画の作成に当たっては、的確かつ迅速に必要な情報提供を行うとともに、地方公共団体の意見を反映させる場を設けること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月24日

衆議院議長 参議院議長 様
内閣総理大臣 金融・経済財政政策担当大臣 総務大臣 財務大臣 様

米子市議会

消費者保護法制等の整備を求める意見書

先の通常国会(第159回国会)において、改正消費者基本法が成立した。この法律は、成立以来36年ぶりの大改正となるもので、消費者問題が多様化、複雑化する中で、消費者が真の主役となり、適切な意思決定を行えるような環境を整備する必要がある。その意味で、「消費者の権利」の確立を柱とした消費者基本法が成立し、施行される意義は極めて大きいと言わざるを得ない。

また、国民生活審議会の消費者部会は、制度の具体像に関する有識者による検討委員会を本年5月24日に立ち上げ、年内の報告書取りまとめを目指して論議が進められている。

特に、欠陥商品や悪徳商法等の被害などについて、不特定多数の消費者にかわって一定の消費団体が損害賠償等を求める消費者団体訴訟制度は、消費者の権利を守る重要な手段として、ドイツで制度化・普及し、EU(欧州連合)加盟国や、タイ、インドなどアジア諸国へも広がっている。規制緩和の進む我が国においても、明確なルールのもとでの自由な経済活動を保障しつつ、各種の係争の司法的解決を目指す、消費者団体訴訟制度の必要性が指摘されている。

よって、国会、政府におかれては、我が国の消費者の視点に立ち、以下の消費者保護法制等の整備を早期に実現されるよう強く要望する。

記

- 1 改正消費者基本法を踏まえ、消費者団体訴訟制度の早期導入を図ること。
 - 2 国民生活センター等の機能を強化し、欠陥商品や悪徳商法等の被害の未然防止策を充実するとともに、電話相談のダイヤル一元化等を推進し、関連する制度・施策の確立を急ぐこと。
 - 3 近年の架空請求・不当トラブルが社会問題化している現状から、携帯電話・預金口座の不正利用防止策を初め、その対応に関係省庁が一体となって早急に取り組むこと。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月24日

米子市議会

衆議院議長 参議院議長 様
内閣総理大臣 様

人身売買禁止のための法制化を求める意見書

暴力団などの犯罪組織によって海外から日本に送り込まれ、性産業で強制的に働かされている外国人女性がふえている。売春や強制労働等による搾取の目的で外国人女性や子どもを勧誘・送り出し・受け入れを行う行為を「人身売買(人身取引)」というが、日本の対策のおくれに国際的な批判が高まっている。

アメリカ国務省が今年6月に発表した「人身売買に関する年次報告書」では、日本を今後1年間に必要な措置をとるかどうかが見きわめる必要がある「第2分類監視対象国」に指定した。主要8カ国の中で監視対象国とされたのは日本とロシアだけで、少なからず国内に波紋を広げたが、昨年7月には国連女性差別撤廃委員会から「人身売買に対する包括的戦略の必要性・加害者の処罰強化」が勧告されるなど、日本は人身売買の主要受入国として国際社会から見られている。

政府は2000年に採択された国連の「人身売買禁止議定書」の批准に向けて国内法の整備に取り組んでいるが、日本には人身売買という行為を規定し、禁止する法律がない。

よって、国会、政府におかれては、アジア、東欧、中南米から来日した女性たちがばく大な借金を負わされて風俗産業で働かされ、人身売買ブローカーや暴力団の暴利の犠牲になっている現状を打破するため、加害者に対する罰則強化を明記し、人身売買の禁止、被害者の人権救済・保護・支援を実施するための法制化に早急に取り組まれるよう強く求める。

記

- 1 人身売買は被害者の尊厳と価値を著しく侵害する行為であり、人身売買が犯罪であることと加害者の処罰強化を法に明記すること。
 - 2 被害者の救済・保護・援助について、国は必要な法律整備をすること。
 - 3 国は人身売買の実態についての調査研究、学校教育、社会教育、メディア等を通じての人権教育・啓発・情報提供等を積極的に行い、被害の予防を図ること。
 - 4 政府は諸外国と連携を強化し、人身売買防止を推進すること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月24日

米子市議会

衆議院議長 参議院議長 様
内閣総理大臣 法務大臣 厚生労働大臣 様

郵便局の現行経営形態の維持を求める意見書

21世紀は、地方の時代と言われている。しかし、国の「三位一体の改革」の難航による地方財政の危機、平成の大合併といわれる市町村合併の進行により市町村機関の統廃合等、地域から公共機関の減少が予想されている。これらのことは、地方に暮らす住民にとっても行政サービスの低下が懸念され、将来における生活不安の一つともなっている。

政府は行財政改革の名のもとに、昨年4月日本郵政公社としてスタートしたばかりの郵便局を、民間会社にする準備を進めている。郵便局は、山間辺地や離島を含め全国どこにも配置され、国民が生活する上でなくてはならない基礎的な通信手段・金融サービスを公平に提供している公的機関であり、国民共有の財産であると言われている。

このような郵便局が民営化されるということは、①民間企業では、収益の見込めない地域、分野では「切り捨て」「撤退」は経営上自由であり、不採算の郵便局は閉鎖され、地方の切り捨てにつながる。②郵便局ネットワークの縮小が予想され、郵便の全国均一料金制度廃止はもとより、郵便貯金の口座手数料、ATM利用等のサービスダウン、簡易保険における軽便性サービスの大幅な低下となるなど、ユニバーサルサービスの提供は確保されない。過疎地に金融機関がゼロのところが生まれ、国民生活に大きな不便が生じる。③現在、郵便局は公的機関として国が発行する国債の2割を保有し、国の財政に大きく貢献しているが、民営化になればその必要がなくなり、経済運営全体に大きな悪影響を及ぼすと考えられる。

民間の金融機関は、経営改善のため支店の統廃合を進めており、店舗数は減少傾向にある中、米子市においても合併等による市域の拡大、市民の高齢化の進行などの将来を見据え、通信・金融サービス網の充実が望まれると予想される。もし、郵便局が民間会社になれば、会社としての利益を追求することとなり、結果として郵便局統廃合で米子市における郵便局数の激減が考えられる。このことは、市民にとって「生活の安定」「利便性の向上」「均一なサービスの受領」といった要望に反するものと言える。

国の財政の悪化の解決策の一つとして、せつかくの全国均一サービスを行っている郵便局の廃止につながる民営化は、都市と地方の格差を一層拡大させ、地方がますます住みがいなものにすると言える。

よって、国会、政府におかれては、郵便局の民営化は実施せず、日本郵政公社の経営形態として存続させるよう、強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成16年9月24日

米子市議会

衆議院議長 参議院議長 様
内閣総理大臣 総務大臣 様

市政一般に対する質問

質問と答弁については、誌面の都合上、1人2項目以内として、要約して掲載しました。



なかむらしよつと
中村昌哲議員新風

市長の出処進退について

■議員 9月20日には合併調印式が予定されており、来年3月末に合併の運びになると、50日以内に新市の市長選挙が行われることになる。そこで、市長は新米子市の市長選挙に出馬される気持ちがあるのか。出馬されるなら、新米子市をどのように創造されようと考えているのか。

■市長 私の出処進退については関心を持っていただき、大変ありがたく思う。私は、市民の皆様への温かい支援を受け、平成15年4月に市長に就任して以来、今日まで、本市の発展のために、市議会の指導を受けながら、全力を傾注して取り組んできた。

の事前配布とか、開催時間に融通を利かすなど、もっと柔軟な対応が必要だったと思う。住民に対する説明責任は重要な行政課題だが、説明会の成果について、どう総括されているか伺う。

■市長 参加していただいた皆様には感謝を申し上げ、また、十分に理解をいただくよう努めてきた。ほとんどの場合が、いくらか時間延長をしてお応じしたと承知しているが、一部に、限られた時間の中でより多くの皆様に発言をさせていただくという趣旨から、1人当たりの質問の数を制限させていただいた例もあったと聞いている。そういう場合には、説明会終了後、改めて担当者が話を伺うとか、会場に用意した意見用紙に記入していただくなどの対応を図ったと承知している。この結果、多くの貴重な意見を、新市まちづくり計画に反映させていただいたところである。

とりわけ、淀江町との合併については、現在の米子市民の皆様への生活の維持向上、更には、将来の鳥取県西部地域の発展のためには、絶対に達成しなくてはならないものであるという強い信念の下に取り組んできた。議会の協力を得ながら、合併を成就することができるよう、引き続き力の限り努力していきたい。

■議員 市長が今まで具体化した施策は、行政事務的な課題処理であり、政治的な政策とは思えない。米子市の行政に明るい希望を持たせるためには、政治家として市民へわかりやすい情報提供をされることだと考える。

合併協議会が実施した住民説明会について

■議員 過密なスケジュールでの住民説明会が実施されたが、質問時間は30分程度で、場合によっては質問が途中で打ち切られるなど、住民の皆様が十分に理解されたとは思えない。資料

米子市・淀江町合併について

■議員 約36億円もの巨大プロジェクトである(仮称)伯耆の国よなご文化創造プロジェクト計画や3億7000万円の(仮称)工芸伝承館については、必要性や事業内容が合併協議会でも十分に議論されていない。

■市長 新市で実施計画を策定するときに詳細な検討を行う。

■議員 水道や下水道使用料などは、料金を高い方に合わせるのではとの市民の不安がある。

■市長 平成19年度から統一するが、現時点では高い方に合わせる考えはない。

■議員 淀江町議員有志が行ったアンケートでは、合併賛成が37・2割、反対が59・7割という結果が出ている。アンケート結果を見て、淀江町民は合併を歓迎していると思うか。理解が得られていると考えるか。

■市長 今後、淀江町がどう対応されるかは、淀江町自身の問題である。現時点では動向を見守りたい。

■議員 少なくとも、多くの淀江町民が賛成するようにしないと、米子市に吸収されたという反発感が生じる危がある。合併時期を遅らせて、議論を尽

くしたらどうか。

■市長 期日は合併協議会で全会一致で確認されたことである。

■議員 地域の経済的自立を図る上で、県外資本による今以上の大型店進出はダメージが大きいと考える。市長の見解を伺う。

■市長 地元以外からの仕入れが増加する面はあると思うので地元経済への影響は生じてくるのではないかと思う。

■議員 本年3月に策定した米子市都市計画マスタープランでは、進出予定地は、「当面の間、農地を保全し市民農園などの利用を検討する。」となっている。計画的な市街化を図る上で、ゆめタウン計画は問題ではないか。

■市長 大型ショッピングセンター計画が、現時点でマスタープランと整合がとれていないのは事実である。

■議員 市街地の渋滞緩和などを目的に、進出予定地の真ん中に都市計画道路が建設されている。想定交通量は1日当たり4400台である。ジャスコは平日で5〜6000台、休日は1万5000台、年末等は2万台の来車と聞く。ゆめタウンの売



なかかわけんさく
中川健作議員(サンシャイン)

り場面積はジャスコの2倍強で、想定交通量を優に超えると考えられる。交通に支障があるということとで、不許可にできるのでは。

■建設部長 都市計画法施行令第25条の基準に適合しない場合は不許可の条件になると考える。



伊藤ひろえ議員(橋本)

市営住宅の供給不足の現状について

■議員 安心して暮らせる市営住宅の役割はとても重要になっている。しかし、何度も抽せんにもれ、市営住宅に入居できなかった方々からの多くの意見が寄せられている。そこで、平成14年、15年の市営住宅の募集件数と申込件数を伺う。

■市長 平成14年度は、募集件数60件に対して応募件数629件であり、平成15年度は、募集件数66件に対して応募件数1346件であった。

■議員 母子世帯から、市営住宅への入居が困難で生活不安を

感じているとの苦情がある。そこで、平成14年、15年の母子世帯の優先入居に係る募集件数と申込件数を伺う。

■市長 平成14年度は、募集件数2件に対して応募件数4件であり、平成15年度は、募集件数3件に対して応募件数14件であった。

■議員 民間住宅の借り上げの検討状況を伺う。

■市長 県において、高齢者や障害者優先の借上方式の県営住宅をモデル的に整備する事業をこれから試行すると伺っている。その状況を踏まえ、公営住宅ストック総合活用計画との整合性を図りながら実現の可能性をさぐりたいと考えている。

米子市立中学校給食問題調査会について

■議員 中学校給食の実現は、市民からの強い要望があるにもかかわらず、今までたなあげになっっている。平成18年から年次のな計画で実施するとされているが、市民からいつできるのか本当にできるのかとの問い合わせが多い。そこで、本年7月に設置された中学校給食問題調査会が実施するアンケートについて、以下2点を伺う。

- (1) 対象及び人数
- (2) 目的及びアンケート結果の位置付け

■教育長 (1)各中学校の各学年から60クラスを選定し、中学生とその保護者それぞれ2000人及び全教員を対象とする。

(2)アンケートは10年前にも行ったが、ニーズも変わってきているため、中学生とその保護者の弁当と給食に関する考え及び教員の教育的観点からの給食に関する考え方を把握し、調査会での検討資料に加えたい。

■議員 市民協働の観点から、計画策定の段階から市民に協力していただき、協働していくことで中学校給食が実現に近づくとと思うが、シンポジウム等を開催する計画はないか。

■教育長 今年度は計画をしていないが、その必要があれば、来年度以降に考えたい。



原 紀子議員(公明党)

3歳児健診(視覚検査)について

職員の定期昇給を廃止して、査定昇給に転換しては。

■議員 3歳児健診の検査項目に視能訓練士による視覚検査を導入していただきたいが、子どもたちの健やかな成長を願って、岩手県水沢市は3歳児健診の検査項目に、6月から新たに視能訓練士による視覚検査を導入した。弱視や斜視などの早期発見・治療に役立てようとスタートさせた。眼科医などから「弱視などは痛みもなく、発見が遅れる場合がある。的確な治療・訓練を行うには、小学校就学時の健診で発見されても遅い。」と指摘されていた。各家庭で簡単な検査ではなく、きちっと3歳児健診の時に、会場で全員に視能訓練士による視覚検査をやっていた方がいいか。

■市長 家庭での検査に頼るのではなく、3歳児健診会場において、全員を対象に視能訓練士による視覚検査を行うのが望ましいとは考えている。しかし、視能訓練士については、鳥取県西部に2、3名と伺っており、人材が不足していることもあるので、鳥取県西部医師会や鳥取大学にご相談申し上げて、3歳児健診における視覚検査を会場で全員に行える方法を検討したい。

■議員 人事院は定期的に基本給が上がる「普通昇給(定期昇給)」を廃止する方針を固めた。代わりに勤務実績をより反映する「査定昇給」を新たに導入する。年功的な要素を減らし、職員の能力や実績重視に方針転換するもので、2005年に具体案を提示、2006年度からの実現を目指している。現行の定期昇給は、「良好な成績」で勤務した職員を対象としているが、実績は懲戒処分や長期間にわたる欠勤など極めて深刻な理由がない限りは、横並びで適用されている。人事院は仕事の能率向上や公務員給与に対する透明性を高めるため、現行の定期昇給を見直し、より能力や実績を反映することが必要と判断した。米子市も「査定昇給」に転換すべきと思う方がいいか。

■市長 今回の人事院勧告では、新たな人事評価システムとの関連を踏まえ、いわゆる査定昇給の導入が検討課題として提示されている。今後、各府省、職員団体等、関係者との十分な協議がなされ、検討項目の具体化が図られると考えるので、国の動向を注視していきたい。

(その他の質問項目)
○安心と安全の環境作り



八幡美博議員(ヤブタ ヨシヒロ)

合併協議会の合意事項について

■議員 新市庁舎の位置とあり方について、新市発足後、審議組織を設置して検討するとなっているが、以下3点を伺う。

(1) 現庁舎の借地方式での建設経過

(2) 契約日及び契約期間

(3) 中途解約の場合の契約条件

■市長 (1) 昭和52年当時「新庁舎の新築移転構想」が示され、現在地である「博愛病院跡地」と「国道9号線又は産業道路沿い」の2案が検討され、官民で構成された新庁舎建設協議会の議論を踏まえて決定された。

(2) 契約期間は昭和56年4月1日から起算して60年間である。

(3) 中途解約条項は、契約書上明記されていないが、違約金の問題が発生する可能性はある。

■議員 一般職の職員の身分の

取扱いについて、「新市まちづくり計画案」では、25名削減するとなっているが、削減の年次計画と削減方法を伺う。また、25名は現在の職員数の2・6割にすぎず、行政改革の目標値としては低すぎると思うがどうか。

■市長 平成17年度から5年間で各年度の退職者数の3割から4割程度を退職者不補充により削減する。なお、「事務量調査」の結果をもとに、具体的な定員適正化計画を策定する。

教育費の充実について

■議員 平成16年度当初予算を審議した3月議会では、本会議や委員会の中で、教育費の充実を求める意見や質問が今までにも増してたくさんあった。私自身は、予算には賛成したが、補正予算の中で教育費の増額を求める意見を付した。市長は、教育費の充実について、「聖域なき削減」という表現をされたが、福生西小学校の新築という特殊要因を除いても、平成10年度以降、予算に占める教育費の割合が最低であることについて、どう思うのか。

■教育長 学校運営経費については、地方交付税の算定基準が

あり、今年度もその額はほぼ確保しているが、消耗品費、図書購入費など、従来本市単独で上乗せしてきた部分を今年度は削減している。なお、備品購入費については、地方交付税の20割を削減している。これは、聖域なき歳出削減が求められる中で、教育委員会として、どうしても必要な予算を確保するため、やむを得ずこの部分の削減を選択したもので、苦心して確保した必要最小限の予算であり、有効活用を図りたい。

(その他の質問項目)

○イズミ進出計画に対する米子市の対応について



渡辺穰爾議員(新風)

淀江町との合併について

■議員 合併住民説明会を多くのメディアを用いて広報したにもかかわらず、米子市全体で793名の参加とは情けない。なぜ、市民の関心が盛り上がりがないのか。市民と機会あるごとに

対話している市長の所見を伺う。

■市長 これまでに市民と話をした限りでは、盛り上がりがないとは思わない。広報等に努め、真剣なご意見をいただいている。

■議員 合併協定書をまとめるに当たり、市民代表委員と一番調整が難航した、議員の定数と任期の取扱いのただし書きの「在任期間中に合併の意義及び合併協議会での意見を尊重し(後略)」をどのようにとらえているか。

■市長 さまざまな意見があり、新市のまちづくり、あるいは行政改革を確実に推進していく必要があるという視点を十分に尊重されるべきであると考えており、新市の議会において、その辺りに十分配慮され、十分に議論いただくことが必要であると考える。

■議員 今議会に提案される合併議案が1つでも否決となった場合、県に対し合併申請をするのか。

■市長 合併申請はできない。

交番・駐在所の再編について

■議員 平成17年度に実施予定の交番・駐在所の再編案が、地元説明のないまま公安委員会の

審議を受けたとの新聞報道があった。そこで、昨年9月議会において指摘があり、調査すると答弁されて以降どのように対処されたのか、以下3点を伺う。

(1) いくつかのような説明を受け、どう対処したか。

(2) 具体的な交番・駐在所名を確認したのはいつであり、どう対処したか。

(3) この再編案は市長の了解を得て作成したとの報道等があったが、本当か。

■市長 (1) 5月26日に、交番は角盤町と加茂町を統合し、富士見町へ、駐在所は弓浜地区のいづれかになること、7月30日に、大篠津駐在所が廃止予定であるが決定ではないので、公表は控えてほしい旨の組織再編案の説明を受けた。統廃合は住民生活への影響が大きいことから、地元説明を行い、理解を得てから進めるよう要望した。

(2) 角盤町・加茂町の統合移転計画は5月26日、大篠津は8月23日の財産処分照会によって確認した。

(3) 了解していない。





なかだ としゆき
中田利幸議員(新風)

指定管理者制度について

■議員 公共的団体のほか民間事業者も含め、直営によらない公の施設を管理できる「指定管理者制度」導入の検討と準備が進められている。そこで、以下4点を伺う。

(1) スケジュールは変更なく進む状況にあるか。

(2) 慎重な検討が必要とされる課題は何か。

(3) 利用料の上限などのサービスの水準は条例で定めるのか。

(4) パブリックコメントを求める考えはないか。

■市長 (1)現在、管理の現状の調査を行っているので、それをまとめた後、公の施設のうち指定管理者制度の対象となる施設を定め、必要な条例の整備に向けての作業に入る。

(2)公の施設は、住民の福祉を増進するという目的を有しているもので、いかにして公共性、公平性、安定性を担保するのか、

また、指定管理者になろうとする意欲のある者を、幅広く募るための手法、更には、指定管理者の候補者となるものを公平、公正に選定するための方法などである。

(3) 条例で定める。

(4) 最もオープンな公募制をとるので、パブリックコメントを求める必要性はないと考える。

(仮称)伯耆の国よなご文化創造計画に向けた文化政策の考え方について

■議員 合併による「交流と連携を育み、新しい文化を創造する都市」の実現を目指す「新市まちづくり計画」の中に、重点事業として「(仮称)伯耆の国よなご文化創造計画」が掲げられているが、新たな文化の創造とその発信を目指していくにあたっては、米子市として取り組んできた文化政策についての検証をしておく必要がある。今日までに取り組んできた文化行政の政策目標は、どのようなものであったか。また、その効果と達成度についての評価をどのようにみているか。

■市長 優れた芸術文化に身近に接したり、地域に根付いた芸術文化活動の活性化が求められており、個性豊かな芸術文化の

振興、文化の交流の促進、人材の育成等、地域における芸術文化の一層の振興が必要であるとの考えの下で、市民や文化団体との連携支援を深め、美術館等各文化施設の特徴を生かした自主事業の実施を推進してきた。これらの事業の効果と達成度の評価については、一概には言えないが、これらの事業を通して、自主的な文化活動は増えつつあると考えている。



おかむら いちじ
岡村英治議員(日本共産党米子市議会議員団)

市町村合併と住民の利益

■議員 相手が淀江町だけとなくった今回の合併について、他の西部圏域の市町村が米子との合併を望まなかった理由をどう考えるか。「20万都市」の実現が本当に望まれていると考えるか。

■市長 他の西部市町村の動向については、それぞれの市町村の考えや事情があつて決められたことであり、私が申し上げるべきものでない。20万都市の必

要性については、地方分権の進展に的確に対応し、鳥取市や松江市との都市間競争に耐え得る都市であるとともに、確固たる行財政基盤をもつ都市を築いていくために必要である。

■議員 合併議論は住民の理解と納得の上で進められるべきだ。説明会開催の周知徹底が不十分という点も含め、市民の理解を得ようという行政としての姿勢の弱さがあったのではないか。市民レベルでの理解が不十分なまま、住民にとって最も身近な行政である市町村の枠組みが変更されることは許されない。

■市長 合併に関する広報・公聴については、この度の説明会を始め、合併協議会の公開、合併協議会日より、広報よなご等いろいろな方法により住民の皆様に十分ご理解いただけるよう努めてきた。

■議員 地域社会に根付いている中小商店・商店街は、お年寄りを始め、住民が歩いて買物ができる身近な存在として、住民の生活に必要な利便を提供するとともに、地域の祭りや伝統・文化への貢献など地域コミュニ

大型店進出計画と地元商業者、消費者の利益

■議員 地域社会に根付いている中小商店・商店街は、お年寄りを始め、住民が歩いて買物ができる身近な存在として、住民の生活に必要な利便を提供するとともに、地域の祭りや伝統・文化への貢献など地域コミュニ

ティの核として重要な役割を担っている。商店街の多面的な機能、値打ちは地域社会と住民生活にとってなくてはならない地域共有の財産である。市長の認識を伺う。

■市長 中小商店や商店街は、地域の経済活動の中核を担うものであり、住民の消費生活の面でも大切な役割を果たしている。

■議員 大切な役割を果たしてきた中小商店・商店街が今、全国的にも重大な危機に直面している。大規模小売店舗法が廃止された結果、無秩序な出店の野放し状態が全国的に広がっている。必要ならば、国に新たな法制度を作るよう求めるなど、大型店の出店から地域を守ることが大切であると思うがどうか。

■市長 法制度の整備については、旧大店法のような経済的規制に戻することは、規制緩和の流れから困難である。日本商工会議所等がまちづくり3法の見直しを求めて国に要望されているので、その動向を見守りたい。





まつい よしお
松井義夫議員(しんせい)

行財政改革に関する議会提言の取組について

■議員 「生活充実都市よなご」を実現するための取組として、

- ①組織機構の見直しと改革②定員管理の適正化③給与の適正化④補助金、助成金、負担金の見直し⑤外郭団体の整理、統合⑥民間委託の6点の議会提言をしたが、これらの実施計画を伺う。

■市長 ①は、時代に即応し、住民にわかりやすく、事務の効率化が図れるかどうかの視点で検討する必要があります。新市発足後、全庁的な観点から検討していく必要がある。②は、本年度実施する事務量調査の分析結果に基づき、適正な職員数を算定し、新市において、具体的な定員適正化計画を策定すべきと考えている。③は、国において新たな公務員制度、人事制度改革が検討されているので、この結果を注視しながら実行していきたい。④は、第三者機関の設置について、メリット、デメリット

トを十分勘案し、その必要性等を検討していきたい。⑤は、公の施設の管理が指定管理者制度に移行されたことに伴い、その検討状況も踏まえながら、再編の検討に着手したい。⑥は、事務量調査により、外部委託が適当な事務事業の提言を受けるので、その結果を受けて検討したい。

日新小学校の跡地及び各施設の利用方法について

■議員 平成17年4月1日で尚徳小学校と統合し、廃校となる日新小学校施設の利用方法及び処分等の検討状況について伺う。

■教育長 今議会で上程している「米子市立小学校等設置条例の一部を改正する条例」の審議を踏まえた上で、今後の施設の利用方法なり、処分方法を検討することとしている。来年の統合まで児童も在籍しているので、児童及び保護者の心情に配慮しながら、検討をしていく必要があると考えている。いずれにしても、廃校施設の利用は大きな問題であるので、今後、地域の皆様や関係団体と協議しながら、有効な利用方法を検討していきたい。



おさき たみこ
尾崎太光子議員(しんせい)

日野川流域の環境保全等について

■議員 日野川流域における家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進について、以下3点を伺う。

- (1)「家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律」による野積み禁止の規制対象となる畜産農家及び対象とならない小規模な畜産農家はどのくらいあるか。
- (2)規制の対象となる農家以外の小規模農家に対してはどのような対応を考えているか。
- (3)近年、日野川に生息しているアユ等が減少した話を聞くが、日野川に生息している主な魚種と稚魚の放流量はどれくらいか。

■市長 (1)規制対象となる畜産農家は牛が35戸、鶏が7戸、豚が1戸の合計43戸と伺っており、すべてが米子市外の農家である。また、対象とならない小規模な畜産農家は、米子市内では牛が3戸あり、市外では牛が179戸、鶏が2戸ある。

(2)現在までに補助事業等により堆肥舎等の整備をされてきており、現在、整備中の6戸が近々完了の予定と伺っている。法律が施行される本年11月1日には、すべての農家において適切な管理がされる予定である。飼養頭数が牛で10頭未満、豚で100頭未満、鶏で2000羽未満の飼育農家は、法律による規制対象とはならないが、小規模であっても家畜排せつ物を適正に管理し、環境問題の発生を防止することは重要なことであるので、野積み等を行わないよう関係機関等と連携を取りながら、対応を図りたい。

(3)主な魚種はアユ、コイ、いわな、やまめ、ウナギ、サケ等がある。稚魚の放流は、日野川漁業協同組合が行っており、平成15年度の実績として、アユ243万尾、コイ1万尾、いわな1万尾、あまご・やまめ15万尾、サケ3万尾、ウナギ40尾を放流している。

■議員 よなごの水の商品化に向けての検討状況について伺う。

■水道局長 8月末に水道局内に検討委員会を立ち上げ、多くの課題についての検討を始めたところである。

■議員 指定管理者制度の進

よく状況は、他議員の質問に対する答弁で、大筋理解したが、条件がそろえば、1件でも多く指定管理者制度に移行するべきだと思っている。現在働いている人たちのことに十分に配慮し、また、選定委員会の設置も念頭にあるとの答弁もあったので、委員の選任に当たっては、幅広く選ばれることを要望する。



おかもと たけし
岡本武士議員(しんせい)

自治会加入促進の支援について

■議員 自治会加入促進の支援について、以下3点を伺う。

- (1)春、秋年2回の市民一斉清掃の実態について、どう思われているか。
- (2)募金、会費等の取扱いの指導、現状をどのように認識されているか。
- (3)阪神大震災、鳥取西部地震の教訓として、何があるか。

■市長 (1)昭和62年、市制60周年記念事業に始まった市民一斉清掃は、米子市環境をよくする

会の主催で実施され、毎年約6万人の市民が参加している。平成13年秋以降は、小中学校の児童生徒の参加を得て、次世代を担う子どもの中に、地域の環境を自分たちできれいにしようとする意識の高揚がみられている。

(2) 赤い羽根共同募金、日赤募金等は、自治会や自治会加入者が趣旨に賛同され、募金等していただいているものと理解している。

(3) 安全で安心なまちづくりにとって、地域の自主防災・自主防犯意識及び地域住民の連帯意識の醸成が必要と考えている。特に、地震等災害時においては、日ごろからのコミュニティ活動が地域住民の安全確保や円滑な情報伝達にとって重要な役割を果たすものと考えている。

米子―福岡便の廃止について

■議員 米子―福岡便の廃止について、以下4点を伺う。

- (1) 本市は、この路線によってどの程度の経済効果を得たか。
- (2) 米子空港利用促進懇話会はどのような取組をしてきたか。
- (3) 商店会組織に対する利用促進の協力要請は、どの程度行ったか。

(4) 廃止の事前説明は行ったのか。

■市長 (1) 具体的数値は把握していないが、廃止による影響は相当深刻なものや危ういものがある。

(2) 路線の維持のために、運航経費の補てんを行う運航支援を始め、旅行商品の造成、新聞及び雑誌等を活用したPR等あらゆる取組を行い、利用促進に努めてきたところである。

(3) 商工会議所全会員に対して、回数券割引チラシ及び利用促進の文書を配布するとともに、商工会議所報に同路線の広告を掲載する等の活動をしてきた。

(4) 中日本エアラインと全日空との合併に伴い、同路線が廃止されることをよく聞き、米子空港利用促進懇話会等と協力しながら、存続の要望活動を展開してきたが、8月11日に来年2月16日をもって同路線を廃止する旨の正式連絡を受け、大変残念に思った次第である。

(株)イズミの米子市への大型店出店計画に対する米子市の対応について

■議員 出店計画と用地開発計画の進捗状況はどうか。

■市長 第一期の約11畝の開発は、すべて(株)イズミが行い、第二期の約20畝の開発は、地元関係者が行うとの説明を受けている。また、(株)イズミより依頼されたコンサルタントが、都市計画課に、開発計画を立てる上で課題となる排水及び道路の検討方法について、協議にいられている。

■議員 その進捗よくに伴って、米子市はどのように対応しているか。

■市長 本年6月10日に都市計画法第34条第10号イの規定に基づき大規模な開発行為について、土地利用に関して総合的な検討を行うため、庁内において大規模開発検討委員会を設置し、必要に応じて随時委員会を開催し、検討を行っていききたい。

■議員 この出店による問題はないのか。あればどのような問題で、どのように対応しているか。

■市長 都市計画の観点からは、合理的な土地利用を図る上で支障とならないこと、集団的優良農地や災害防止のため、保全す

べき土地を含まないこと、交通施設、排水施設その他の施設計画に支障を来すおそれがないこと等について、問題があるかどうかを慎重に判断しなければならぬと考える。

■議員 当該地は農用地区域で30畝にも及ぶ広大な農用地が埋め立てられ、農用地に転換されようとしているが、①市街化調整区域であること②周辺の学校及び病院への影響③美しい自然への影響④我が国は食料自給率を高めようとしていること⑤米子市には広大な未利用地もあること⑥鳥取県西部には類似大型店舗が過密状態にあること、から考えれば、農用地に転換すべきではないと考えるがどうか。

■市長 出店計画予定地は主に稲作が中心の農地であるが、生産基盤整備事業については実施されておらず、米子農業振興地域整備計画においても、農業生産の基盤として保全すべき農用地区域に指定されていない。いろいろ懸念はあるが、今の段階では、申請者から、より具体的な内容を聞いていないし、東側のゾーンの開発内容が流動的であるなど不確定な部分もあるよ

うなので、農用地への転換及び大型店舗の出店について、どう考えるかについての判断を申し上げます。

上げる状況ではない。



やまがたかねお 山形周弘議員(しんせい)

伯耆の国よなご文化創造プロジェクトについて

■議員 約35億円もの莫大な金額の投入が予定されている伯耆の国よなご文化創造プロジェクトについて、以下3点を伺う。

- (1) 年次計画
- (2) 事業費内訳
- (3) 総合計画との整合性

■市長 この計画は、米子、淀江地区に多くある歴史的、文化的な資源を活用するため、新市の一体性、公平性に資する事業として位置付けている。

(1) 新市まちづくり計画の財政計画では、50億円程度で推移すると予測している普通建設事業費の中で見込んでいくこととなるが、実施に当たっては、新市において実施計画を策定し検討すべきものと考えており、具体的な年次計画は未定である。

(2) 図書館・美術館の一体的整備に約16億7000万円、山陰

かどわき たけお 門脇威雄議員(しんせい)



歴史館の整備に約6億4000万円、伯耆古代の丘整備に約9億4000万円、ネットワーク等のシステム整備に約3億3000万円と試算している。

(3)本市第7次総合計画の中に主な施策として掲げている芸術文化施設や生涯学習施設等の整備課題を達成するものであり、整合するものと考えている。

米子の道の愛称について

■議員 道路を、より市民のものとして実感し、また、より利便性を高めていく方策として、道路に市民共通の愛称をつけていく必要がある。平成9年6月議会において、同様の質問をし、当局側からは、国道・県道を含めた関係機関との協議や他市の状況について調査検討すると回答があったが、その後の検討状況、進捗よく状況はどうか。

■市長 平成9年に質問された後、山陰各市の状況について調査してきた。道路に愛称をつけられ、市民が道路への関心を高め、米子市に対して愛着を持つていただけるようになることを考える。しかし、現在、皆生三条通り、四条通りなど既に地

元で使われている通称の道路名や光の道、風の道、浪漫の道等行政側が正式名称とは別につけた名称について、新たに決定しようとする愛称との関係はどうするのかといった問題点があり、具体化していないが、今後は広く市民各層から意見を聞きながら実現に向けて努力していく。



ふじお のぶゆき
藤尾信之議員(こんせい)

イズミ問題について

■議員 イズミ出店問題について、以下4点を伺う。

- (1) 市当局に提出された反対陳情の状況
- (2) 反対陳情について、どう思われるか。
- (3) 市街化調整区域を開発されるようとしている意図
- (4) 都市計画の運用指針

■市長 (1)協同組合米子総合卸センター、米子民主商工会及び米子地区青果物商業協同組合から3件が提出されている。(2)各団体の立場から、それぞ

れに懸念を表明しておられることは理解しているが、現段階では、私の判断を申し上げる状況ではないと思っている。

(3)先方の意図を推測するのは困難だが、市街化調整区域にあるものでも、法律の許可要件に該当すれば開発ができるとの判断があったものと思われる。

(4)運用指針は、この目的の実

現に向けて個々の都市計画の内容も、区域区分、いわゆる線引きや、用途地域等の土地利用規制と都市計画道路等の都市施設の計画との連携等、一体のものとして効果を発揮し得るよう総合的に決められることが必要であるとの考えを示しているの、これに沿って都市計画を行うこととしている。

生活環境について

■議員 平成15年8月1日から「米子市快適な生活環境の確保に関する条例」が施行されたが、放置自動車等について、以下3点を伺う。

- (1) 放置自動車の定義
- (2) 現状
- (3) 課題

■市長 (1)本条例では、許可期間を超えて駐車場に置かれてい

る自動車又は公の施設の使用・利用を伴わないで当該施設の駐車場に置かれている自動車であって、所有者等が自動車を離れて直ちに運転できない状態にあるものを対象としている。

(2)放置自動車は、本年9月の調査で34台を確認しており、当該車両に対しては、所有者等への催告などを行っている。放置自動車二輪車は、125ccを超え、125cc以下の把握は困難である。

(3)本条例に基づき処理を行ってきたが、引き続き放置自動車の防止対策が必要であり、その対策として、広報などによる啓発に努めていきたい。更には、来年1月には自動車リサイクル法が完全施行されるので、この法律が放置自動車の防止施策として機能するものと考えている。



にしこり ゆきこ
錦織陽子議員(日本共産党米子市議会議員団)

児童生徒の携帯電話利用について

■議員 インターネットなど情報社会の中で子どもたちを守り、主体的に情報を活用できるようにするため、社会や家庭、教育現場の連携は欠かせない。そこで、児童生徒の携帯電話利用について、以下5点を伺う。

- (1) 所有、利用についての調査の有無
- (2) (1)の調査方法、対象者、調査項目とそれぞれの結果
- (3) 携帯電話がきっかけとなったトラブル
- (4) 携帯電話の所持、利用に對しての取組
- (5) 今後安全な利用方法を身につけるためのカリキュラム

■教育長 (1)教育委員会として児童生徒の所持品調査は行ってない。

(2)校外指導連絡協議会が生活実態調査の中で、市内小学6年生全員、各中学校1クラスを各学年から抽出して、無記名アンケートを3年に一度実施している。設問は、携帯電話の所持についてのみで、結果は小学男子4・5割、女子8割、中学男子20・4割、女子27割であった。(3)携帯電話を学校に持つてきてはいけないことになっているので、そのために深刻な問題が発生した報告は聞いていない。(4)出会い系サイトの危険性を

訴えるパンフレットの配付時に指導するなどしているほか、保護者に対しても、むやみに持たせないようお願いしている。

(5)メディアリテラシー(情報が流通する媒体を使いこなす能力)教育は子どもに必要であり、ネットのガイドライン、リテラシー教育の育成で情報活用時のモラル習得計画を作成する予定で、すでに実施の学校もある。

■議員 子どもを取り巻く環境の変化と携帯電話の急速な普及率を考えると、これまでの調査は不十分である。機能や購入方法、利用料、使い方を含め、本人、保護者個別の全校調査をすべきではないか。

■教育長 必要ないと考える。
■議員 出会い系サイト利用による犯罪で、携帯電話によるものは95%を占めている。出会い系サイト規制法では、保護者や地方公共団体にも子どもたちに必要な措置や施策を講じるよう定めている。保護者や販売店に対して啓発や要請などを実行していただきたい。

■教育長 携帯電話を買って与える親が責任を持つべきである。学校の中でも当然生きる力を育てる人権教育の中で道徳心などを指導しているが、親への指導は難しい。

(その他の質問項目)

○来所者と地域環境に配慮した公共施設のあり方
○米子駅エレベーター・エスカレーター設置の早期実現を



みやた せい
宮田 誠 議員(誠)

市道四軒屋米原1号線の歩道について

■議員 本年6月議会で質問をした市道四軒屋米原1号線の2カ所の歩道未施工区間について、以下2点を伺う。
(1)その後の取組状況について
(2)土地収用法の適用はできないのか。

■市長 (1)6月議会の提言を受けて、早速、現地の調査をさせたところである。この市道は登校道路となっているほか、地域の生活道路として重要な役目を果たしており、児童や歩行者の安全対策の上からも、早急な整備が必要と認識しているところである。しかしながら、未整備区間に関係する土地所有者の理解が得られないことから、整備

の進ちよくが困難な状況になっているところである。

(2)土地収用法の適用について、関係機関に協議したが、適用は難しいとのことである。いずれにしても、土地所有者の理解を得ることが必要であるので、今後も努力していきたい。

入札予定価格の制限について

■議員 落札率80%以下の入札は、工事原価を割る可能性があり、手抜き工事、粗漏工事の原因や下請企業へのしわ寄せ、更には企業経営の疲弊、倒産の多発、地元企業の健全な経営を阻害し、地元経済によくない影響を与えると考える。行政として、地元経済、企業育成の観点からどのように考えるか。

■市長 本市の場合、すべての入札に対して、低入札価格調査制度を適用している。今年度発注工事のうち、低価格入札の調査を行ったのは下水道工事4件、いずれも通常の指名競争入札であった。また、調査に至らないまでも8割以下の落札は、通常指名競争入札で3件、希望型入札で3件となっている。調査したものについては、いずれも施工可能と判断し契約をして

いるが、議員ご指摘の原価割れ落札の影響については、十分認識しており、今後、希望型入札でもその発生が予想されるところである。市としては、いわゆるダンピング受注は、適正な施行の確保の点から問題があると考えているので、失格の基準、ペナルティ等について、今後、県、他市などの事例を参考に検討していきたい。



かさやま えつこ
笠谷悦子議員(公明党 議員団)

市民サービスの向上を図るために

■議員 難聴者の不便さを解消するために、身振りや筆談で対応することを示す「耳マーク」を各窓口を設置し、市民サービスの向上を図るべきではないか。

■市長 「耳マーク」の趣旨は、聴覚障害者が公共の窓口等を利用しやすいうように不便を解消したり、聴覚障害者の実態を社会一般が認知し、理解を深めようとするものである。議員が指摘のとおり、その設置により、聴

覚障害者に対して速やかな窓口対応が可能となり、市民サービスの向上にもつながると思われるので、本市としても設置の方向で検討したい。

■議員 庁舎内で休憩時間に心地よい音楽を流すことにより、市民や職員の精神的なストレスが解消され、庁舎内の固い雰囲気はぐれ、仕事の効率もあがるのではないかと。

■市長 来庁された市民がリラックスした雰囲気の中で用事をされたり、職員も精神的なストレスを解消し、仕事の効率を高めることができるなど、いわゆる「癒しの音楽」を流すことによる効果はさまざまなのがあると考えている。庁舎の放送設備が旧式のものである等の問題はありますが、早急に検討をしていきたい。

子育て支援の充実について

■議員 総合的保育・療育基盤を整備することから、多様なニーズに応じられ、いつでも安心して利用できる保育施設を身近なところに設置し、保護者が病氣や仕事などの理由により、子どもを預かるトワイライトステイ事業について、どのように実

施されるのか何う。

■市長 この事業は、平成15年度に策定した米子市児童育成計画の中で、家庭支援の充実策の1つとして掲げている。実施場所は、受け入れ可能な児童養護施設、乳児院、里親等となっているが、今後、受入先の検討が課題である。

■議員 米子市子育て情報マップは内容もコンパクトにまとめられ、評価しているが、もう少し丁寧に説明を加え、各課で発行している書類を一元化して、一冊の本として子育てガイドブックを作成したらどうか。

■市長 子育て情報マップは平成13年に作成したものであり、当時と現在とは子育ての情報もかなり変わってきている。また、淀江町との合併も控えているので、新市の体制の下で、淀江町内の情報も加え、利用者にとって更に便利でわかりやすい改訂版を作成したい。

(その他の質問項目)
○公園について
○学校教育について



ささき やすこ
佐々木康子議員
日本共産党
米子市議会
議員

国民健康保険に係る一部負担金減免制度について

■議員 国民健康保険に医療機関に支払う医療費の一部負担金減免制度があるが、これまで「申請があれば、法令に沿って判断していききたい。」と答弁されている。そこで、以下3点について伺う。

- (1) 申請書の準備はしているか。
 - (2) 要綱のない中で、減免の程度はどのように判断されるのか。
 - (3) 今日の生活が圧迫されている下で、対象者は多く存在すると思うが、この制度はどのようになっているのか。
- 市長 (1) 規則様式第4号に基づいて用意している。

(2) 法令及び国からの通知等に沿って個々に判断していく。

(3) 「よなごの国保」等により、医療費の支払が困難な場合には、保険課での相談をしていただくように呼びかけている。

■議員 一部負担金の減免該当状況を具体的に定め、周知徹底

を図り、医療機関との連携を保ち、適正に実施していく必要があるのではないかと。

■福祉保健部長 行政手続条例に基づき、減免基準等は定めているが、一時的、個別的な色彩が強いため、一部負担金の支払により著しく生活困難となる場合で、最低生活費との比較により判断していくことになる。

日新小学校跡の施設活用について

■議員 平成17年4月1日で尚徳小学校と統合し、廃校となる日新小学校校跡の利用方法について、以下3点を伺う。

- (1) 活用方法の検討状況
- (2) 来年に向かって「日新小学校の施設活用策について考える会」を立ち上げ、日新、五千石、尚徳地区の各分野の代表と教育委員会、生きた活用策を探っていくことが必要であると考えらるかどうか。
- (3) 日新小学校の体育館や運動場をスポーツ団体がフルに活用しているが、今後、どのような扱いになるのか。

■教育長 (1) 現時点での活用方法は、白紙の状態である。来年の統合まで児童も在籍しているので、児童及び保護者の心情に

配慮しながら活用方法を検討していく必要がある。

(2) 学校教育施設であるので、教育委員会が主体となって活用方法を模索しなければならないと考えているが、地元の皆様の意見等を参考にしながら、活用方法を検討していきたい。

(3) 活用方法が決まるまでの間は、従来どおり、地域の皆様やスポーツ団体に施設を開放したいと考えている。

(その他の質問項目)
○いきる介護保険制度に



かどわき くにこ
門脇邦子議員(橋本)

生活交通の確保について

■議員 平成15年11月に開催された「米子市生活交通確保検討委員会」からの提言後の取組について伺う。

■市長 これからのバスを始めとする生活交通の維持確保は、行政、事業者、住民が協力し、それぞれの役割を明確にして取り組まなければならない。乗合

タクシーやフリー乗降など新しい交通システムなどを勘案し、16年度中に米子市生活交通確保基本方針を策定する。

■議員 米子市のまちづくりの観点を視野に入れた、他の行政課題解決と連動した生活交通確保構想の必要性についてどう思うか。

■市長 公共交通は、まちづくりを考える上で大きな要素であり、米子市全体の姿を念頭において進めるべきである。地域コミュニティとの連携が特に重要となると考えている。

■議員 自治会や老人会による市民グループ「NPO」「バスネット津」(三重県)のような住民と行政の具体的な連携や、倉吉市で実施されている有償ボランティア輸送なども検討し、米子市のまちづくり構想と整合性をもった具体的な生活交通確保策の早急な実施を要望する。

男女共同参画推進について

■議員 合併後の新市において新たに策定される「男女共同参画推進計画」は、どのような方針で策定されるのか。

■市長 米子市男女共同参画推進計画にある趣旨と施策の継続

性を尊重したものであるのではないかと思う。

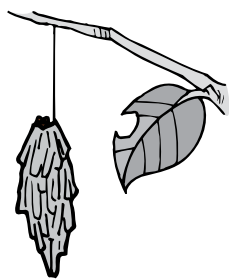
■議員 第7次総合計画では、男女共同参画推進施策は、人権推進施策と並んで推進されてきたが、今後もその方針が。

■市長 男女共同参画の推進は重要な分野なので、7次総合計画などにのっとり、頑張つて推進に努めていきたい。

■議員 男女共同参画センターのコーディネーターの資質向上のための研修事業の実施や、センター主催の登録団体(現70団体)・市民を対象とした「男女共同参画社会」を正しく理解する学習会・講座・講演会などの開催を検討してはどうか。

■市長 コーディネーターの研修等の支援、図書館情報の提供、学習講座、市民活動の支援等にも努めたい。

■議員 本年度の「米子市ごみカレンダー」への男女共同参画推進標語掲載による啓発活動は、全国的に評価されているので、引き続きお願いしたい。



やすだ あつし
安田 篤議員(公明党)
議員団

完全分煙の拡充について

■議員 分煙を実施する施設が増えているが、その形態はさまざまである。その中でも、大きな比率を占めるのが、空気清浄機の使用である。しかし、現在の空気清浄機は、ガス状の有害成分の除去が不十分であるばかりでなく、その有害なガス状物質を含んだ空気を室内に拡散してしまうと指摘されている。そこで、空気清浄機に頼らないで、有害なたばこの煙の屋外排気に重点を置いた完全分煙の仕組みを検討し、その設備をまだ完全分煙ができていない施設にも拡充する必要があると思うがどうか。

■市長 市役所本庁舎、下水道部、水道局等では、喫煙コーナーを設け、空気清浄機を設置して、分煙にしている。公民館、公会堂及び文化ホールも同様な対策をとっている。図書館、美術館、山陰歴史館、福市考古学資料館及び体育施設は、館内禁

煙とし、児童文化センターは、敷地内を完全禁煙にしている。なお、現在使用している空気清浄機の効果については、議員指摘のとおり受動喫煙防止効果が高いとはいえないと考えているので、喫煙室を設置するなど空間を分離し、強制換気できる方法を検討していきたい。

学校敷地内の全面禁煙について

■議員 教育現場での禁煙が全国的に広がりつつあるが、子どもたちの体と健康を守るために、宇都宮市、仙台市のように、学校敷地内の全面禁煙を実施してはどうか。

■教育長 これまでも各学校では、児童生徒に受動喫煙をさせることがないように、喫煙場所を制限するなどの取組を行ってきた。さらに、昨年5月の健康増進法の施行を契機に法の主旨に沿い、児童生徒はもとよりすべての非喫煙者に対して、受動喫煙をさせることがないように対策を立てるように、施設の管理者である学校長に指示した。その結果、現在では、箕蚊屋中学校を含む市内34小・中・養護学校中、7校が敷地内完全禁煙、残り27校が校舎内禁煙と、すべ

ての学校が自主的に禁煙の措置をとり、非喫煙者が受動喫煙をすることがないような対策を立てている。したがって、今すぐ一律に敷地内禁煙にするということではなく、今後は、教員の喫煙する様子が児童生徒の目に触れることがないようにするなど、更に働きかけていきたい。

(その他の質問項目)

- 健康対策について
- 新エネルギーの促進について
- 米子ハイッの経営状況について



えんどう とおる
遠藤 通議員(院外)

米子市と淀江町の合併問題に係る合併期日について

■議員 合併期日の決定に当たっては、3月31日と4月1日の比較検討をされたと思うが、これまで財政支援措置の観点から、

県支援交付金の違いのみ説明を受けていたが、合併の日を1日延ばしただけで、支援措置期間が1年間延び、交付税での4億円強が増収となる情報が議会や

市民に説明されていない。全国でも、このような交付税優遇措置を考慮し、合併の期日を1日延ばす自治体が増えている。どのような見解か。

■市長 合併特例法の一部改正による経過措置に伴う合併算定替は、その適用期間に違いが出ることとなるため、平成16年度より、平成17年度に合併した方が合併10年後に有利になるのではないかと意見もあるが、今後の交付税見直しの方向性と合併により生じる経費削減効果から、確定的にどれだけ有利であるとは言い切れないと考えている。したがって、10年後の未確定な財政支援より、合併前後に必要な事業に応じた財政支援の方がより新市の財政健全化に資すると思われるため、合併協議会において、合併期日を平成17年3月31日として確認されたものであり、これを尊重したい。

米子市と淀江町の合併問題に係る主要施策について

■議員 (仮称) 伯耆の国よなご文化創造プロジェクト事業の投資効果を「交流と連携を育む基盤づくり」というまちづくり効果に当てはめた場合、現在と

比較してどれだけの交流人口を想定しているか。

■市長 本計画案は、新市まちづくり計画案の基本目標の3つの中の1つである「ゆとりと豊かさのある生活文化のまちづくり」を具現化する計画として提案するものであり、合併を機にそれぞれの特性を有機的に関連付けて、お互いの交流と連携を育む基盤づくりをするものであるが、交流人口は具体的には推計していない。人のみならず、文化、情報なども含め、交流と連携の拡大が図っていけるような事業展開をしたい。

■議員 新市まちづくりの計画に都市計画道路の市道安倍三柳線の事業計画が見当たらないが、主要事業から除外されているのか。

■市長 主要幹線道路として重要な路線であるが、加茂中学校の移転問題等により、事業を一時休止している。しかし、本路線は内環状道路として重要な位置付けになっているので、合併特例債の適用事業にかかわらず優先的に事業を進めたい。

(その他の質問項目)
○錦海団地の土地売却問題について

○企業誘致の補助金、助成金問題について



やすぎ たつや
安木達哉議員(公明党議員団)

観光振興策について

■議員 (1)米子を何度でも訪れていただけの魅力ある観光地に育てていく必要があるが考えを伺う。
(2)観光行政の指針を示して欲しい。
(3)皆生温泉活性化対策検討委員会の提言に係る事業の進捗よく状況は怎么样了か。

■市長 (1)下町における観光ガイド等民間の方々の努力により、来訪された方々を満足させるような観光事業が進展しつつあり、好評を博している。観光協会とともに、このような動きに対して支援を行っていききたい。

(2)観光分野も産業の一分野であり、基本的には民間主体で行われるべきものと考えている。個別事業活動は民間で行っていただき、情報発信の分野を始めとする行政が受け持つ方が効果的な部分で支援をしていきたい。

(3)当該委員会における検討段階で、既に着手されたものとして、広域マップの作成、温泉入浴指導員の配置、ライフセービング活動、周遊バスの運行等がある。その後、旅館組合や住民で、観光センターでの展示、植栽計画に関するそれぞれの実行委員会が設立され、具体的な事業の企画が始まっている。

緊急通報体制について

■議員 この夏の集中豪雨被害を教訓に、災害に対する万全の対策が求められているが、とりわけ、緊急通報体制の充実が大きな課題となっている。今後、本格的な台風シーズンを迎えることから、住民の避難勧告・指示、避難行動マニュアルを明確にするとともに、防災無線だけに頼ることなく、携帯メールを活用した情報提供も検討する必要があると思うがどうか。

■市長 「米子市地域防災計画」に基づき、防災行政無線、広報車、ラジオ・テレビ等の報道機関を通じての通報体制を基本とし、災害の状況を見ながら直接自治会長、自主防災組織、消防団等に連絡を取るなど、さまざまな手段で情報伝達に努めている。議員指摘の携帯メールを利用した情報提供は、携帯電話の急速な普及に伴っての一つの手段になるとは思うが、今後さまざまな面から調査研究していきたい。なお、避難勧告・指示の基準、避難行動マニュアルは、実際に災害が発生した時のさまざまな情報や状況を総合的に判断して決定する必要がある、事前に明確に規定するのは困難な面もあるが、国、県の動向を参考にしながらか検討していきたい。

(その他の質問項目)
○障害者施策について
○悪質商法の多発に関して



もり まさき
森 雅幹議員(協賛)

学校給食について

■議員 給食センターからの配達校において、保護者から給食を食べる時間が足りないという声を聞いている。給食を余裕をもって食べることができ、かつ、食育の場とするために、給食センターからの引取時間の調整及び学校の体制、また、給食セン

ターから学校へ給食を配送する体制、時間について弾力的な運用ができないか。

■教育長 食べる時間が足りないということはないと認識しているが、議員の指摘がもし事実であるなら、学校を指導したい。また、配送時間に問題があれば、再度調査をし、必要であれば配送計画全体を見直したい。

■議員 食育指導はどうか。
■教育長 今年度より学校栄養職員6人が協力しながら学校を訪問して、総合的な学習の時間や給食時間などに、食に関する全般的な指導を行っている。また、現場の調理員も給食時間に学校を訪問して、直接子どもたちとふれあい、給食を作る側の立場で、食べ残しを少なくするよう呼びかけている。

■議員 学校によって、残滓が多い学校と少ない学校があると聞いている。給食の意義を十分に指導いただくとともに、残滓を減らす努力をお願いしたい。

都市計画区域の見直しについて

■議員 都市計画区域外である伯仙地区では、大規模な住宅開発が進み、秩序ある米子市の発展ということになっていない。

伯仙地域を計画区域に編入する見直しの考えはないか。

■市長 伯仙地区は、大規模な住宅地開発などにより無秩序な都市的土地利用が進み、住環境や営農環境の悪化が懸念されている。昨年度策定した都市計画マスタープランでは、伯仙地区は、豊かな自然環境や田園環境のもとに調和のとれたまちづくりをするため、地域の皆様の意見を聞きながら、関係機関とも協議を行い、都市計画区域への編入を検討する考えでいる。

■議員 本来、都市計画は市町村界をもって行うものではなく、生活圈をもって行うものである。しかし、米子市周辺の町は都市計画区域外となっており、米子市に隣接するところに大規模な住宅開発がなされている。米子市内のみ線引きをし、規制をしている意味はないと考える。線引きを廃止する考えはないか。

■市長 市街地の無秩序な拡大を防ぎ、基盤整備が不十分な市街地の形成を強く抑制する必要がある、引き続き、線引き制度は保持する必要がある。

■議員 今後議論していきたい。

(その他の質問項目)

○下水道整備について



やくら つよし
矢倉 強議員(サンヤシ)

拠点都市づくりと地方分権時代への対応について

■議員 淀江町との合併の取組が続けられているが、それはあくまでも通過点であり、次の合併構想など、次の施策に舵を切り直す時期を迎えていると思う。そこで、地方分権の受け皿となり得る自治体づくりを目指して、どのような構想があるか伺う。

■市長 現在、取り組んでいる淀江町との合併が、まさに、そのような自治体を目指すものである。また、周辺の市町村においても、新たな枠組みや単独存続のまちづくりに全力を傾けられる時期であるので、当面は、淀江町との合併を成就させ、新しい米子市を順調にスタートさせることに全力を尽くしたい。

■議員 鳥取県西部と島根県東部の中海圏域の自治体が一体となって、山陰、西日本の拠点都市として、経済や文化の発展につなげていく必要があると考えられる。米子市、境港市ともに市長

が変わった今、拠点のリーダーとして具体的な行動に打って出る機が熟したと思うがいかがか。

■市長 中海圏域が山陰や西日本との拠点として担うべく役割に ついても十分に理解しているの で、中海圏域4市連絡協議会等 の活動を通じて、より一層の連 携を図っていきたい。

スポーツ振興によるまちづくりについて

■議員 先ごろ、米子商工会議所から要望のあった「サッカー場を中心とした東山運動公園の整備」については、どのように考えているか。

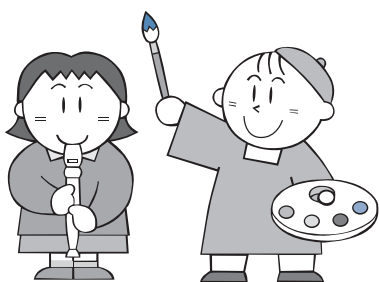
■市長 経費面、関係するスポーツ団体の意向等を調査するなど、現在検討中であるが、整備を実施するに当たっては、経費負担や管理体制などの課題があるので、引き続き関係者と協議を行い、検討させたい。

■議員 スポーツ現場で発生する「心臓突然死」の原因となる「心室細動」に迅速に対応できる自動体外式除細動器は、アメリカでは飛行場、デイズニールド等いろいろな施設に配備されている。本市においても、スポーツ施設や市役所等、主だったところに導入してはいかかがか。

■市長 自動体外式除細動器の使用は、本年7月の厚生労働省通知により、緊急時に非医療従事者(一般人)が使用しても医師法違反に当たらないこととなった。しかし、この装置は誰もが簡単に操作できるのかといえれば決してそうではなく、相当の知識と技能の習得が必要となるため、施設への導入は、操作可能な職員の人的整備等についての十分な研究が必要である。

(その他の質問項目)

○産業廃棄物処理について



今議会開会中に開催された特別委員会は、次のとおりです

- 都市整備問題等調査特別委員会 (9月15日開催)
 - (1) 皆生海岸について
 - (2) 市街地の活性化に係るイズミの問題について
- 議員定数問題調査特別委員会 (9月16日開催)
 - ・ 陳情第49号「米子市議会議員定数条例について」
- 中海問題調査特別委員会 (9月16日開催)
 - ・ 中海本庄工区堤防削削に係る国への要望行動について
- 行財政改革問題等調査特別委員会 (9月17日開催)
 - (1) 平成15年度分行政改革推進状況について
 - (2) 行財政改革に関する議会提言についての検討状況について
- 地方分権・合併等調査特別委員会 (9月21・24日開催)
 - (1) 合併協議会議案第6号「合併協定項目について(修正)」など3議案
 - (2) 陳情第60号「淀江町との合併は住民の十分な理解と、最終判断は住民自身によって行うことについて」
 - (3) 議案第109号「米子市及び西伯郡淀江町の廃置分合について」など5議案

議会の内容を詳しく知りたい方は

市議会だよりは、誌面の都合上、本会議の概要のみを掲載しています。「掲載された事項について詳しく知りたい」「掲載されていない内容についても知りたい」という場合には、ぜひ「米子市議会会議録」をご覧ください。「会議録」には、質問を行った議員及び市当局の答弁者を含め、本会議における一切の状況が記録されています。

「会議録」は、市立図書館、各公民館に備えてあります。どなたでもご覧になれますので、どうぞご利用ください。

また、インターネットでもご覧いただけますので、併せてご利用ください。

なお、今定例会の「会議録」の市立図書館、各公民館への配付、米子市ホームページ「会議録検索」への追加は、11月下旬の予定です。

米子市議会についてのいろいろな情報がインターネットでご覧いただけます

インターネットの米子市ホームページの表紙にある「米子市議会」をクリックしていただきますと、次のとおり、米子市議

会についてのいろいろな情報がご覧いただけます。ぜひご覧ください。

- ・ 市議会のしくみ
 - ・ 市議会の運営
 - ・ 委員会
 - ・ 市議会の権限
 - ・ 請願・陳情の手続き
 - ・ 傍聴のしかた
 - ・ 議員の紹介
 - ・ 議会日程
 - ・ 市議会だより
 - ・ 会議録
- 米子市のホームページのアドレス
<http://www.yonago-city.jp/>

議会を傍聴してみませんか

米子市議会の本会議と委員会、公開により行われています。議員の活動や市政の方針などを実際に見聞きされてみてはいかがでしょうか。個人でも団体でも自由に傍聴できます。

傍聴席は、本会議が60席（車いす専用の傍聴席もあります）、委員会が10席あります。

なお、傍聴に当たっては、議事事務局での簡単な手続が必要ですが、希望者が多い場合は制限させていただくこともありますので、ご了承ください。

******* 請願書・陳情書の作り方 *******

請願・陳情は、市議会と市民を直接つなぐ大切な手段です。市政についての意見や希望があるときは、だれでも提出できます。

請願には、紹介議員の署名又は記名押印が必要ですが、陳情には紹介議員は不要です。

提出者は、請願・陳情の要旨及び理由、住所及び

氏名の記載、押印などをして議長あてに提出します。提出された請願・陳情は、委員会で審査した上、本会議に諮って採択・不採択を決め、市政に反映させるようになっています。

なお、請願・陳情は、郵送でなく、なるべく議会事務局へご持参ください。

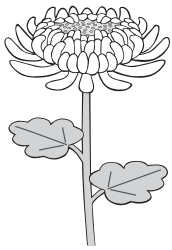
記載上の注意事項

- ①法人、団体として提出される場合は、その所在地及び名称並びに代表者の氏名及び印が必要です。
- ②内容が2項目にわたるときは、なるべく1項目ごとに提出してください。
- ③提出期限は特に決まりはありませんが、事務処理の都合上、なるべく定例会の開会日2日前の正午までに提出してください。間に合わなかったものは、その次の定例会において審議することとなります。
- ④提出者が多数の場合には、なるべく代表者を選び、提出者欄に記入してください。

書 式

表 紙	内 容
○○○に関する 請 願 書 紹介議員 氏 名 (署名又は記名押印)	年 月 日 米子市議会議長様 (提出者) 住 所 氏 名 (印) ○○○に関する請願 1 要 旨…… 2 理 由……

※陳情書については、請願書の書式に準じて記載してください。



議会だより編集委員

中川 健作
佐々木 康子
伊藤 ひろえ
岩崎 康朗
尾崎 太光子
原紀子

12月定例会の日程

12月6日(月) 本会議(開会)
9日(木) 本会議(各個質問)
10日(金) 本会議(各個質問)
13日(月) 本会議(各個質問)
14日(火) 本会議(各個質問)
15日(水) 総務文教委員会
16日(木) 民生環境委員会
17日(金) 産業経済委員会
20日(月) 建設水道委員会
22日(水) 本会議(閉会)

※詳しくは、議会事務局までお問い合わせください。
議会事務局
電話 32-0302

編集後記

■昨年6月に現編集委員体制が発足して以来、できるだけ、議会の模様を市民の皆様へわかりやすくお伝えしたいと、質問者の顔写真掲載、議決に対する賛否状況の記載など、紙面構成の改善を行ってきましたが、いかがでしょうか。

■米子市議会は現在、議会活性化検討協議会を設置し、各党派から提案された51項目にもわたる議会改革案を検討しています。これまでも、ケーブルテレビによる市議会中継、委員会全面公開、領収書も含めた調査費の情報公開など、市民に開かれた議会を目指して議会改革を進めてきました。更に努力を重ねていきます。ご期待ください。

■米子市議会・市議会だよりに対するご意見等ありましたら、電話・FAX・メールでもお受けしていますので、お気軽にお寄せください。

電話 32-0302
FAX 35-6464
メール gikai@yonago-city.jp

第445回9月定例会提出議案等審議結果一覧表(1)

番号	件名	結果
議案第89号	専決処分について(財産の処分についての議決の一部変更について(土地(錦海団地)))	原案承認 全会一致
議案第90号	専決処分について(平成16年度米子市一般会計補正予算(補正第2回))	原案承認 全会一致
議案第91号	米子市立小学校等設置条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第92号	米子市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第93号	米子市農業委員会委員の選挙区及び各選挙区における委員の定数に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第94号	米子市営住宅条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第95号	米子境港市計画事業米子駅前西土地地区画整理事業施行規程に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第96号	鳥取県西部広域行政管理組合を組織する地方公共団体の数を減少し、及び同組合理約を変更する協議について	原案可決 全会一致
議案第97号	財産の処分についての議決の一部変更について(土地(錦海団地))	原案可決 全会一致
議案第98号	訴えの提起について	原案可決 全会一致
議案第99号	鳥取県西部広域行政管理組合構成市町村焼却灰溶融処理施設建設経費負担事業の事務の委託に関する規約の一部を改正する規約を定める協議について	原案可決 全会一致
議案第100号	工事請負契約の締結について(西福原ポンプ場電気設備工事)	原案可決 全会一致
議案第101号	工事請負契約の締結について(農業集落排水事業春日地区汚水処理施設設備その1工事)	原案可決 全会一致
議案第102号	公共下水道施設の区域外設置及び他の地方公共団体の公共下水道の利用に関する協議について	原案可決 全会一致
議案第103号	平成16年度米子市一般会計補正予算(補正第3回)	原案可決 全会一致
議案第104号	平成16年度米子市下水道事業特別会計補正予算(補正第2回)	原案可決 全会一致
議案第105号	平成16年度米子市流通業務団地整備事業特別会計補正予算(補正第2回)	原案可決 全会一致
議案第106号	平成16年度米子市工業用水道事業会計補正予算(補正第1回)	原案可決 全会一致
議案第107号	米子市一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第108号	米子市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について	原案可決 全会一致
議案第109号	米子市及び西伯郡淀江町の廃置分合について	原案可決 賛成多数

第445回9月定例会提出議案等審議結果一覧表(2)

番 号	件 名	結 果
議案第110号	米子市及び西伯郡淀江町の廃置分合に伴う財産処分に関する協議について	原案可決 賛成多数
議案第111号	米子市及び西伯郡淀江町の廃置分合により新たに設置される「米子市」の議会の議員の定数に関する協議について	原案可決 賛成多数
議案第112号	米子市及び西伯郡淀江町の廃置分合に伴う経過措置に関する協議について	原案可決 賛成多数
議案第113号	米子市及び西伯郡淀江町の廃置分合に伴う地域審議会の設置に関する協議について	原案可決 賛成多数
議案第114号	財産の取得についての議決の一部変更について(土地(市道内浜中央線改良事業用地))	原案可決 全会一致
議案第115号	財産の処分について(土地(錦海団地))	原案可決 全会一致
議案第116号	平成15年度米子市一般会計等の決算認定について	継続審査 ー
議案第117号	平成15年度米子市水道事業会計の決算認定について	継続審査 ー
議案第118号	平成15年度米子市水道事業会計剰余金の処分について	継続審査 ー
議案第119号	平成15年度米子市工業用水道事業会計の決算認定について	継続審査 ー
議案第120号	平成15年度米子市工業用水道事業会計剰余金の処分について	継続審査 ー
議案第121号	固定資産評価審査委員会委員の選任について	原案同意 全会一致
議案第122号	教育委員会委員の任命について	原案同意 全会一致
議案第123号	地方分権推進のための「国庫補助負担金改革案」の実現を求める意見書の提出について	原案可決 全会一致
議案第124号	消費者保護法制等の整備を求める意見書の提出について	原案可決 全会一致
議案第125号	人身売買禁止のための法制化を求める意見書の提出について	原案可決 全会一致
議案第126号	郵便局の現行経営形態の維持を求める意見書の提出について	原案可決 賛成多数
報告第6号	議会の委任による専決処分について(訴えの提起について)	報 告 ー
報告第7号	議会の委任による専決処分について(損害賠償の額の決定について)	報 告 ー
報告第8号	議会の委任による専決処分について(損害賠償の額の決定について)	報 告 ー

第445回9月定例会受理請願・陳情審議結果一覧表

番 号	件 名	結 果
陳情第51号	有事関連7法にかかわり、自治体の意向尊重と「思想・信条の自由」の保障、非核三原則の反映を要求する意見書の提出について	不採択 賛成多数
陳情第52号	米飯学校給食回数の増加について	継続審査 ー
陳情第53号	森林・林業政策の充実について	趣旨採択 全会一致
陳情第54号	温暖化対策税創設に関する意見書の提出について	継続審査 ー
陳情第55号	イズミ進出反対について	継続審査 ー
陳情第56号	郵便局の現行運営形態の維持を求める意見書の提出について	趣旨採択 賛成多数
陳情第57号	大手スーパー「イズミ」の米子進出反対について	継続審査 ー
陳情第58号	米子市の年度予算の一部を不況対策として民間企業への貸付金として支出する予算の廃止・改正を求めることについて	不採択 全会一致
陳情第59号	スーパー「イズミ」米子出店反対について	継続審査 ー
陳情第60号	淀江町との合併は住民の十分な理解と、最終判断は住民自身によって行うことについて	不採択 賛成多数
陳情第61号	鳥取県警の「交番・駐在所の再編計画案」に伴う大篠津駐在所の存続を求めることについて	趣旨採択 全会一致
陳情第62号	イズミゆめタウン出店について	継続審査 ー

継続審査となっていた陳情の審議結果一覧表

番 号	件 名	結 果
陳情第43号	病児保育拡大について	趣旨採択 全会一致
陳情第47号	鳥取県地方最低賃金の引き上げと最低賃金制度の抜本改正について	不採択 賛成多数
陳情第49号	米子市議会議員定数条例について	不採択 賛成多数